

平成 31 年度大阪市イノベーション創出支援補助金検討会開催要綱

(目的)

- 第 1 条 大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第 5 条に基づき、本補助金の交付対象となる事業の採否を検討するため、外部の有識者から意見聴取する「大阪市イノベーション創出支援補助金検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。
- 2 検討会においては、次の事項について意見聴取を行うものとする。
- (1) 補助金の交付申請があった事業にかかる研究内容の妥当性、企業等との連携による新事業創出への発展性、効果等に関すること
 - (2) その他、補助金に関連する重要な事項に関すること

(検討会の委員)

- 第 2 条 検討会の委員は、前条に掲げる事項に関する優れた識見と豊富な実績を有する者のうちから大阪市長が委嘱する。

(座長)

- 第 3 条 検討会の座長は、委員の互選により定める。
- 2 座長は、検討会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門家等の意見聴取)

- 第 4 条 検討会は、必要があると認めるときは、専門家その他関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(開催期限)

- 第 5 条 検討会の開催期限は平成 31 年 10 月 31 日とする。

附則

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日より施行する。